



明るい選挙は わたしたち一人一人の手で

統一地方選挙を前に

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な「意思表示」です。

これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。

そして、みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。

四月八日と二十二日の統一地方選挙前に、公正で明るい選挙を実現するために、私たちが有権者が心得ておきたい基本的なルールのいくつかを、紹介しましょう。

現職の議員はもちろん、候補者や立候補の意志のある人が、選挙区内の人にする寄付は、親族に対する場合など特別なケースを除く

候補者などの寄付は全面禁止

きれいな選挙は
“三ない運動”から

贈らない。求めない。受け取らない

具体的な例をあげると、次のようなものです。

- ◎お中元やお歳暮、出産、入学、卒業、開店などの祝いを贈ること
- ◎お葬式の際、香典や花輪など

この「寄付の禁止」は、選挙に関するものと否とを問わず、日常のあらゆる場合についてあてはまります。

ここでいう「寄付」とは、お金や品物を贈ることはもとより、財産上の利益を提供したり、約束する場合も含まれます。

て、いかなる名義であろうとも、いっさい禁止されています。

また、わたしたち有権者も、寄付を求めたり、受け取ったりしてはいけませんので、十分注意しましょう。

を出すこと

◎祭りや催し物にお金や酒などを提供すること

◎団体旅行などに寄付すること

候補者や政治家などの寄付については、選挙のときはもとより、常日ごろから

贈らない
求めない
受けとらない

の“三ない運動”で「きれいな選挙」を心がけましょう。



〈選挙法ひとくちメモ〉



政治家や候補者などがお中元や寄付など金品を贈ることはルール違反です。



政治家や候補者などに「お祭りの寄付など金品を求め」ることも禁じられています。



政治家や候補者などから「祝儀やせん別など金品を受け」るとはいけません。

贈らない・求めない・受けとらない
選挙の時にかぎらず、日ごろからみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。